

令和6年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和6年5月24日（金）

9:30～10:30

場所：美郷町役場 本庁2階多目的室

農業委員 4人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. (欠員)	3. 烏田 裕一
4. (欠員)	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎（欠）	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 大草美智江委員・新田晋太郎委員

第2 議事

議案第1号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第3号 非農地判断

第3 その他報告事項

会 長	<p>それでは皆さんおはようございます。このところいい天気が続いております。農作業の方も大概終わったと思いますが、聞いてみますとまだちらほら田植えが残っている人もおられるみたいですね。まあここまでくれば慌てずにやってください。月曜日から二日ぐらい天気が悪いみたいですが、水がないところがあれば恵みの雨になるかと思いますが、水は皆さんのところありますか？大丈夫ですか？先月の委員会の後、別府の2番委員さんが亡くなられてまして、今月の9日に臨時総会を開きまして、また前回同様にあと補充をしていくことに話をまとめまして、この前IP告知放送で放送しておりましたが、募集をかけることにしておりますので、また新たな農業委員さんの決定を見ることがありますので。今4人しかおりませんので。ただ今農業委員の推薦者が1名出てきておりますので、6月の議会を経て任命状が交付されることになっております。あとなんかカメムシが去年の7倍発生しているとかで、あれは果樹専門に来るのがいるの？</p>
7番委員	<p>あれは米に来るのと違うのかな？</p>
会 長	<p>それがわからないから聞こうと思うんだが？</p>
農地集積相談員	<p>違います。</p>
7番委員	<p>だから米の方には来ない？</p>
農地集積相談員	<p>米の方とは違うけど、米の方に来るのも多いと思います。</p>
7番委員	<p>まだ米ができていないから。またこれから多いかもしれないな。</p>
農地集積相談員	<p>去年あれほどカメムシが多かったから。あの類は多いだろうということです。</p>
会 長	<p>7倍だからね。7倍とはどういう数かと。まあ想像がつかないような数ではあります。まあ果樹を商売でやっている人はいないけど。トマトとかは関係ないんでしょ？</p>
農地集積相談員	<p>あれとは別です。</p>

会 長	トマトに付くのもいるからね。まあ米の方も多いだろうという予測なので、油断せずに防除の方をしてください。ということで第2回の農業委員会の総会を行います。本日の議事録署名者は3番委員さんと5番委員さんをお願いします。当分コロコロ回ってきますので。それでは議事の方に入りたいと思います。議案第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	みなさんおはようございます。議案第1号 農地中間管理事業法第19条の2「農地利用集積計画一括方式」について説明させていただきます。資料は2ページの方です。今回1件申請がありました。所在地は上川戸◎◎◎◎他計2筆。登記簿地目及び現況地目共に田。面積は合計3,006㎡。貸付人は松江市在住の●●●●さん。借受人は惣森の〇〇〇〇有限会社。転貸人はしまね農業振興公社です。貸付期間は令和6年6月1日から令和16年12月31日の10年間です。これは使用賃貸借で新規のケースです。次のページに地図が載っております。これは上川戸の上の方で、該当する農地は紫色に記してあるところです。上川戸の上の以前圃場整備をした農地の内の2枚です。説明は以上です。
会 長	ありがとうございました。なかなか農地をかまっていけないのはこういう事情があったんですね。
12番委員	いつも早くされるのですが。
会 長	今説明があった通りですが、何かご意見はありませんか。もう一枚耕作していたと思ったが、●●●●さんが。※※※※さんのだったかな。下の農地も一緒に立っておられたと思ったんだが。
9番委員	やっておられましたね。
事 務 局	自分のところはお願いするけれど、他の人から頼まれたところは自分でやるといわれました。一番最初に話しがあった時は。
会 長	●●●●さん、住所はこっちにないんだね。
9番委員	現住所は松江ですけど、年間99%は上川戸で生活しておられます。

	(出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。第1号議案は承認されました。続きまして議案
	第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第2号 基盤強化法第19条「農用地利用集積計画の公告」について
	です。資料は4ページです。今回2件の申請がありました。
	まず1件目、所在地は吾郷◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は共に
	畑。面積は672㎡。貸付人は吾郷在住の●●●●さん。借受人は同じ
	く吾郷在住の○○○○さん。こちら期間は令和6年6月1日から令和
	8年5月31日までの2年間です。こちら使用賃貸借の新規です。
	続きまして2件目、所在地は宮内……他計2筆。登記簿地目及び現
	況地目は共に田。面積は合計2,976㎡。貸付人は宮内在住の▲▲▲
	▲さん。借受人は同じく宮内在住の△△△△さん。こちら期間は令和6
	年6月1日から令和13年5月31日までの6年間。こちらも使用賃
	貸借で更新となっております。
	次のページ開いてもらいまして1件目、吾郷◎◎◎◎ですけども1月
	か2月に○○○○さんから申請があった利用権設定の238番の隣の
	農地となっております。続きましてもう1枚はぐっていただきまして
	2件目、▲▲▲▲さんから△△△△さんへ利用権設定をした農地です
	けど、宮内の奥の宮内1の方で、田を2枚となっております。説明は以
	上です。
会 長	はい、ありがとうございます。皆さんから質問ありますか。この宮内の
	▲▲▲▲さんの件はこの前集積したところとは別のところ？
事 務 局	いいえ。10月に宮内1の方でまとめて利用権設定を、圃場整備をする
	ということで宮内地区の方から一旦圃場整備が終わるまでの間、しま
	ね農業振興公社の方へ預けてその間に圃場整備をするということであ
	ったのですが、実は参加農家が100%の事業でないといけなかった
	んですが、話がうまくつかなくて、こちらの方につきましてはその圃場
	整備から外して事業をするということになりました。ただ持主さんと
	しましては今まで通り△△△△さんに耕作をお願いしていたので、引
	き続きお願いしたいということで利用権設定が出たものです。宮内1
	の方ですけども、仕切り直しをして再度今年度中にこの農地を外し
	て事業申請をするという運びになっております。

会 長	今の話で分かりましたか、皆さん？この人は圃場整備に参加されなかったんだ。
事 務 局	ちょっとその辺の中に。
7 番 委 員	▲▲▲▲さんか参加しないと言われたんだ。この人は広島の方に出ておられるんじゃないかな。この人が参加しないと言っていたのを、まあまあであるからおかしくなった。この人のところを△△△△さんが耕作するようにして、それならいいということになったんじゃないかと。
会 長	でこれは△△△△さんが耕作されるんですか？
7 番 委 員	そういうことです。
会 長	これ1枚ほど？
7 番 委 員	いえ、自分のところにも多少。
会 長	それは入っていなかったかな？
事 務 局	▲▲▲▲さんが圃場整備の分には入らないけど、だからといって耕作するのは△△△△さんをお願いしたいということでした。
7 番 委 員	△△△△さんはもともと入っていないのでは？そこのあたりは定かではない。
事 務 局	入っているという話にしていたんだけど、▲▲▲▲さん自身がそこまで納得されなかったから。利用権設定の時に判子をとらないといけないですが、その時に判子を押されなかったそうです。
7 番 委 員	まあまあで事業を進めてしまって、最後の最後でだめだった。
事 務 局	それもあるので、ほ場整備も仕切りしをして、そこを外して申請をするということ。

会 長	条件を前と一緒にしてできるということ？全部まとまれば自己負担はゼロで進むんだけど、これが抜けてもOKということなんだな。
事 務 局	そういうふうな話に持っていくということで。県も一緒に地域と協議をして話をしていますので。
会 長	これを見ればポツンポツンとこの辺にもあるけど。これも含めて広域で圃場整備ができるの？いらぬ心配かもしれないけれど。
事 務 局	まあ県の方も来られているので。
会 長	納得しているんだな。
事 務 局	納得というか。
会 長	これは変な形になるな。この2枚を合わせようとするなら。
事 務 局	結局事業をやっているのは、ここの上と下の両側ですので。
会 長	これは違うの？
事 務 局	これは違います。この間の農地が事業に入っているわけじゃないです。事業に入っているのはこの農地の上と下の方です。
会 長	こっちとこっちということ？
7 番 委 員	これを抜いて両端が入っているということ。
会 長	真ん中の2枚は入らないということだな。そんな選択ができるのか、そこらへんがよくわからないな。
事 務 局	団地要件があつて、それをクリアできるようになっている。
会 長	わかりました。それでいいようになればいいけど。それでいいんだな。
事 務 局	うちとしてはいいんですが、事業を採択する方がどうとるかということ

	とです。
会 長	これしまね農業振興公社は絡んでないですか。
農地集積相談員	しまね農業振興公社は絡んでいます。
会 長	大丈夫なの？
農地集積相談員	一応この前の話では、今話が出ている一帯を外して、上と下で分けてやると団地化要件に該当すると。再度申請しようという話になっています。その辺は県の方も了解済みということです。
会 長	団地がひとつではなく2つできるということかね。
農地集積相談員	まあ早い話がそうです。
会 長	ということですが、皆さん理解ができますか。4番委員がおられるときに例を出して説明されたけど。一本にまとめると。あれは去年の。
事 務 局	去年の10月でした。一つにまとめると受益者負担がなくなるということだったのですけど。結局こうなるとどうするかということ。なので一度事業を取り下げして、再度もう一度来年度の着手に向けて事業申請をするという話をもって行って、県の担当者へ話をしましょうとのことでした。
会 長	これが通りとなると難しい人が一人おられてもよその地域でもできる可能性があるということですよ。
農地集積相談員	団地要件さえクリアできれば。
会 長	最初の今の条件より緩和されるということですから、それでいいものかどうかちょっとひっかかる場所があるんですが。
事 務 局	個人的には大丈夫なのかと思いつつも。
会 長	あれが必須条件じゃないのかな。

8 番 委 員	難しくなると思う。水の問題とか。
会 長	どうでしょうか。意見がなかったら。
事 務 局	▲▲▲▲さんと△△△△さんの利用権設定については問題ないと思いますが、その他のことが。
会 長	これはいいとして。そこまで心配しなくてもいいか。
事 務 局	この件についてまた状況が変わり次第、話をする場ができると思います。今利用権設定していますよね。事業が通らなかつたら元に戻すようになつたりするので。それで利用権が戻ってきても耕作者がいないということにはならないと思いますけれども、我々としては何だったんだということになります。
会 長	<p>また何か進展していけば説明があると思います。それではこの2件について採決を取りたいと思います。議案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
会 長	ありがとうございます。賛成多数で議案第2号も承認されました。続きまして議案第3号について説明をお願いします。
事 務 局	<p>では議案第3号 非農地判断です。資料は7ページです。今回1件の案件があります。所在地は浜原◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は共に畑。面積は138㎡。所有者は広島市在住の▲▲▲▲さんです。場所としましては資料を1枚めくっていただきまして8ページ、浜原バイパスの妙用寺から下道へ降りて、△△△△さんや▼▼▼▼さんの家の手前に踏切がありますが、その手前のところの農地です。農地を表す三角のところの左隣が▲▲▲▲さんが以前住んでおられてところです。1枚めくっていただきまして9ページ、先日会長さんと9番委員さんに現地確認をしていただいております。こんな感じでかなり草が生えている状況です。説明は以上です。</p>

会 長	<p>ありがとうございました。この前9番委員さんと現地の確認をしてまいりました。かつては畑を作っておられたんですけども、20年ぐらいあれたままで。一応草刈りは何年かしておられたみたいで、ですが中に桑の木がいっぱい生えていて。上を刈っているから立ってはいないんですけど。相当株などが広がって、畑に戻すには相当手間がいる感じでした。非農地にするのもっともかなという気がしておりました。皆さんから質問はありますか？ここは農業振興地域でないの割と簡単に手続きができますけれども。農業振興地域区域外は浜原だけかな？</p>
事 務 局	<p>浜原と粕淵ですね。</p>
7 番 委 員	<p>浜原は全部外れている？</p>
事 務 局	<p>いいえ、浜原の町の中ですね。</p>
会 長	<p>上川戸は違いますよ。</p>
7 番 委 員	<p>浜原のなかのほとんど？</p>
事 務 局	<p>大字浜原というところ。</p>
7 番 委 員	<p>家と家の間にある畑など？</p>
9 番 委 員	<p>連坦地ですよ。</p>
会 長	<p>亀村・滝原・信喜の方は違うよ。みんな農業振興地域です。</p>
7 番 委 員	<p>町の中ということですよ。</p>
会 長	<p>そんなに多くないからね。</p>
7 番 委 員	<p>それでこれはこのまま何もせずに？桑が生えたり大きくなったりするけど。</p>
会 長	<p>大きくなるでしょうね。去年刈った跡ではないです。桑の葉が茂るけど。枝ぐらいは切ってもらわないと。ということで採決に移ります。議</p>

会 長	<p>案第3号について承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。議案第3号も承認されました。議事については以上です。</p> <p>(このあと農業委員欠員の補充選任についての報告をして解散)</p>
-----	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 大草美智江

議事録署名者 新田晋太郎